

東洋ゴム工業㈱による免震材料不正に係る経過について

- 3/13 国交省から東洋ゴム製免震材料の認定取り消し他発表
- ・国交省から市建築指導課に建設中の第一庁舎・芸術館が該当している旨の通知
- 3/16 市総務委員会へ状況報告
- ・状況を報告すると共に、今後の対応については、国交省に確認を取りながら、設計者及び施工者を交えて検討すると説明
- 3/16 東洋ゴム工業㈱ 担当者来庁
- 《東洋ゴムからの説明》
 - ・謝罪及び経過説明
 - ・改ざん前のデータにより建物の安全検証を実施している旨の説明
- 3/18 北川国土交通副大臣から東洋ゴム工業㈱山本社長に対して指示【別添 1 (P. 1)】
- ・全社を挙げて全力で取り組むよう指示
- 3/23 東洋ゴム工業㈱ 信木 明 代表取締役会長、東洋ゴム加工品㈱ 藤巻勝己 代表取締役社長が謝罪及び事情説明に市に来庁
- 対応：市長、担当副市長、市議会議長、同副議長、同総務委員長
- 《市の要請事項》
 - ・全ての免震ゴムを正規品に交換すること
 - ・建物竣工期限（11 月）までに交換を終えること
 - ・誠意を持って速やかに対応すること
- 3/25 東洋ゴム工業㈱ 全数取替え方針を表明 【別添 2 (P. 2)】
- ブリヂストンが協力を表明
- 3/26 市から前田・飯島 JV に対して工事契約の確実な履行を要請 【別添 3 (P. 3)】
- 3/26 東洋ゴムが行った建物安全検証について国交省の評価結果の公表（レベル 1）
- 3/31 東洋ゴムが行った建物安全検証について国交省の評価結果の公表（レベル 2）
- 【別添 4 (P. 4)】
- ・震度 6 強～7 程度の地震に対して倒壊する恐れのないことについて確認
- 4/3 国交省 免震材料に関する第三者委員会（第 1 回）開催
- 4/7 東洋ゴム加工品㈱担当者 構造安全検証結果を報告に来庁 【別添 5 (P. 9)】
- 4/15 衆議院国土交通委員会にて免震材料の不正について質問 【別添 6 (P. 14)】
- 《太田国土交通大臣答弁》
 - ・（免震装置の交換の進め方を）具体的に詰めないといけない。
 - ・建設中のところを急がないといけない。
- 4/21 国交省から東洋ゴムが製造した他の免震材料の不正事案について公表
- 《不正事案の概要》
 - ・所要の性能を有しない製品が納品された棟数 90 棟
 - ・製造時のデータが欠損している製品が納品された棟数 9 棟

免震ゴム取替えに係る検討の進捗状況について

① 不正免震ゴムの早期交換要請（市→前田 JV（東洋ゴム））

② 東洋ゴム社製同等品への交換 代替認定品なし

- ・ 現段階で代替認定品の開発見込み不明

《代替品として期待できない》

③ 他社製（BS 社）への交換に係る検討 代替認定品はあるが技術的課題あり

- ・ 設計段階で BS 社製も採用できる設計としていたため、性能上の問題はない。

【技術的課題】

- ・ 東洋ゴム製と BS 社製では、取付ボルトの位置や製品高さ等が異なるため、東洋ゴム製のボルト位置に合わせた BS 社製ゴムの改造及び BS 社製の高さに合わせた建物改造が必要

↓ 検討結果

- ・ BS 社と検討した結果、BS 社製品に東洋用ボルトの取付加工が可能と判明
- ・ BS 社製に取り替える方針を決定（建物改造が必要な部分の施工方法等は継続検討中）

④ BS 社製免震装置の製作

- ・ 現在、BS 社製免震装置の発注に向け、BS 社で製作図等を作成している。
- ・ 製作図等の承認を経て発注となり、この時点で製品の納期が明らかになる。

《現段階では納期未定》

⑤ 取替え工事に係る検討

- ・ 免震ゴムの上部を数ミリジャッキアップし免震ゴムを入替える。
- ・ 建物の免震性能を保持した上での交換となるため、免震ゴムひとつずつ（または数基ずつ）の交換となる。
- ・ BS 社製の高さが東洋製より高い 10 基については建物改造を伴うことから、改造に必要な時間も必要となる。（施工方法については検討中）
- ・ 免震ゴムの取替え実例がないため、施工方法及び施工に要する時間の精査、施工上の工夫等を検討している。

○建物（仮）引渡しを受け、開庁（開館）後に取替えるとした場合

【庁舎・芸術館運営上の検討】

- ・ 改造工事等で発生する騒音、振動、粉塵等の対策
- ・ 資材等の搬出入と運営の調整（搬入ルート of 工事占用）
- ・ 免震ゴム搬出入には一部のダクト配管類の一時取外しが必要 空調等の停止が伴う。
- ・ 施工時間を制限した場合、工事が相当長期化する恐れがある。

《取替え工事の施工方法、施工に要する時間等を精査・検討中》